

利用できるサービス



自立した生活を送れる人



介護予防・生活支援サービス事業対象者



要支援1・2の人

一般介護予防事業

- **地域巡回介護予防教室**
各地区のサロンや老人会などで、骨密度測定、筋肉量測定、体力測定を実施します。
- **地域巡回歯科指導**
歯科衛生士を各地区の公民館などに派遣し、歯みがきや、義歯の手入れの仕方などを紹介します。
- **地域巡回栄養指導**
管理栄養士を各地区の公民館などに派遣し、夏場や冬場におすすめの食事や、骨粗しょう症予防のための食事について指導します。
- **脳いきいき教室**
認知症予防のための、読み・書き・計算・音読などを行なう学習型の教室です。

訪問型サービス

- ヘルパーなどが訪問し、日常生活上の行為（掃除、買い物、調理など）を一緒に行ない、要介護状態への進行を予防します。
- ヘルパーが訪問し、身体介護（入浴、排泄の介助など）を行ないます。



通所型サービス

- 公共施設や介護施設などで、生活機能を改善するための運動機能訓練や栄養改善などの指導を行ないます。



介護保険による給付

- 訪問介護と通所介護以外
のサービスは、これまでどおり利用できます。
- 通所リハビリ
 - 訪問看護
 - 短期入所生活介護
 - 福祉用具貸与
 - 住宅改修 など

予防給付

このほかにも、これからいろいろなサービスが増えるんだって。



市包括支援センター
中村 社会福祉士

65歳以上の
人必見！

介護予防サービスの カタチが変わるって… ということ？

～新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります～

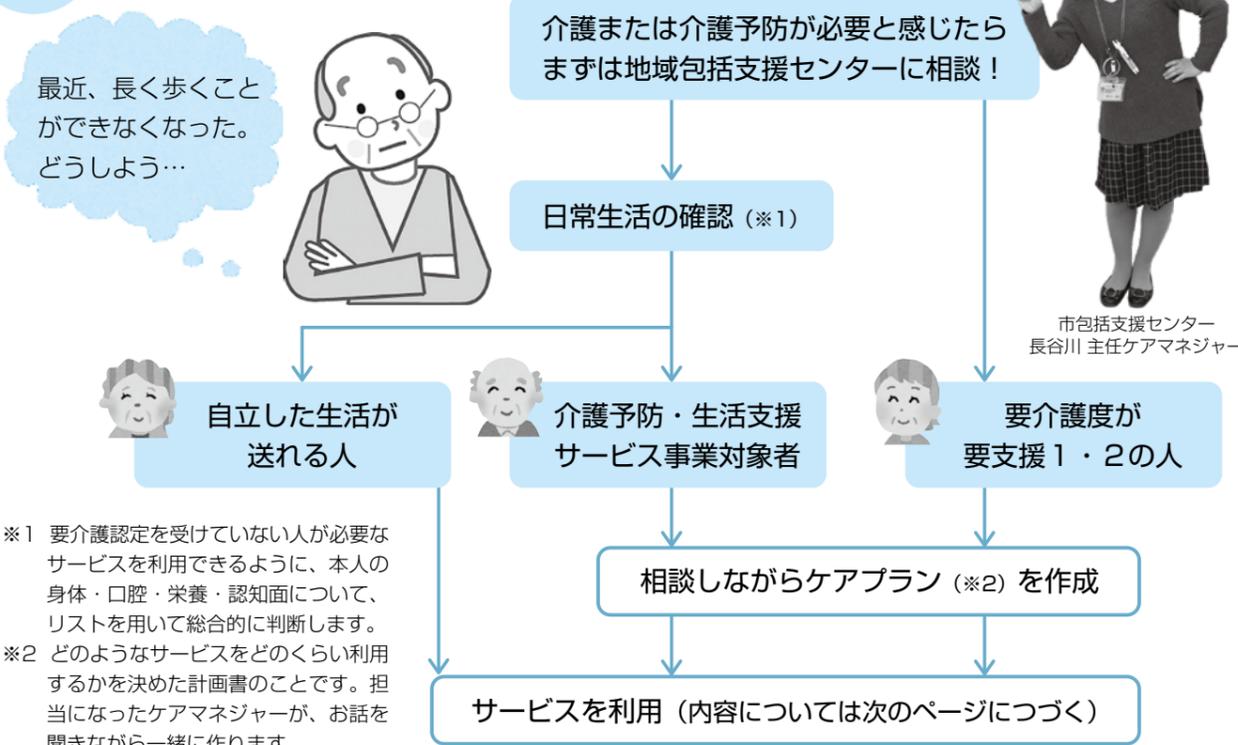
介護保険法の改正により、4月から「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が始まり、介護予防サービスの利用の幅が広がります。これまで介護保険制度で行なっていた要支援1・2の人向けの介護予防サービスの一部について、要介護認定を受けていない人も利用できるようになります。要介護状態になることを防ぐため、一人一人の生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができるようになります。

介護を必要としない暮らしを送るためにも、積極的に介護予防に取り組みましょう。

なお、要介護認定（要介護1～5）を受けている人は、これまでどおり介護サービスを利用できます。



サービス利用までの流れ



新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ご相談は、合志市地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、皆さんが住みなれた地域で安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行なう相談窓口です。介護予防・日常生活支援総合事業や介護サービスの利用について、わからないことや相談があるときは、お問い合わせください。



市包括支援センター
前田 保健師

● 相談・問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班（西合志庁舎） ☎242-1124